新居浜工業高等専門学校外国人研究員受入規程

平成11年5月11日規程第7号 最終改正 平成28年9月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)における学術研究の国際交流を推進するため、本校において研究活動に従事する外国人の研究者(以下「外国人研究員」という。)を受け入れる場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(資格)

- 第2条 外国人研究員となることができる者は、次の各号の一に該当する者で、本校の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する者又はこれに相当する研究業績を有する者とする。
 - (1) 日本学術振興会,国際交流基金,外国政府及び国際機関の交流事業に基づく外国 人研究者
 - (2) 学術交流協定を締結している大学等の教員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、本校における学術研究の国際交流を推進する上で適当と認められる者

(受入申請)

第3条 前条に基づき,外国人研究員の受入れを希望する組織又は教員は,別紙様式1により事前に校長に申請しなければならない。

(受入許可)

第4条 前条に基づく外国人研究員の受入れは、校長が許可する。

(受入期間)

- 第5条 外国人研究員の受入れ期間は、1月以上1年以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、校長は別紙様式2による組織又は教員の申出に基づき、特に必要があると認めたときは、受入れ期間を変更することができる。

(受入条件)

- 第6条 校長は、外国人研究員の受入れに当たっては、次の条件を付するものとする。
 - (1) 本校は、給与、渡航費及び滞在費その他の費用は、支給しない。
 - (2) 本校で災害その他事故にあった場合においても、その責を負わない。
 - (3) 外国人研究員の研究に要する経費については、当該外国人研究員、受入組織又は受入教員が負担する。

(規程等の遵守)

第7条 外国人研究員は、本校の諸規程等を遵守しなければならない。

(受入の取り消し)

第8条 校長は、外国人研究員が前条の遵守事項に違反し、又はその他研究に従事することが適当でないと認めるときは、受入れを取り消すことができる。

(研究施設,設備等の使用)

第9条 外国人研究員は、研究を遂行するために本校の教育、研究に支障のない範囲で必要な施設、設備等を使用することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、外国人研究員の受入れに関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- この規程は、平成11年5月11日から施行する。 附 則
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成28年9月1日一部改正)
- この規程は、平成28年9月1日から施行する。

新居浜工業高等専門学校長 殿

申請者

外国人研究員の受入れについて (申請)

標記のことについて、下記のとおり受け入れたいので許可願います。

記

1 氏 名

(Name)

性 別 男 (Male) · 女 (Female)

(Sex)

- 2 生年月日 年 月 日生
- 3 国籍
 (Nationality)
- 4 本国における所属機関 (Affiliation)

職名

(Position)

- 5 受入期間 年 月 日 から 年 月 まで
- 6 研究題目 (Research Topic)
- 7 旅費の出所 渡航費 滞在費
- 8 その他

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

申請者

外国人研究員の受入期間の変更について (申請)

標記のことについて、下記のとおり受入期間を変更したいので許可願います。

記

1 氏 名

(Name)

性 別 男 (Male) · 女 (Female)

(Sex)

- 2 変更前受入期間 年 月 日 \sim 年 月 日
- 3 変更後受入期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 変更する理由